

告 示

埼玉県告示第百二十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第九百九十五号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県飯能市大字双柳字丙新田千四百九十六番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



【格子の回転角度】
起点を支点として、東西南北に引いた線並びにこれらを平行して10m間隔で引いた線を右に86°7' 50" 回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。

【起点】
起点は、埼玉県飯能市大字双柳字丙新田1496番1の最北端とした。

